

平成27年度第1回知多半島圏域保健医療福祉推進会議 会議録

日時 平成27年8月24日（月）

午後2時から午後3時10分まで

場所 愛知県半田保健所 4階 大会議室

○ 半田保健所 内藤次長

お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただ今から、平成27年度第1回知多半島圏域保健医療福祉推進会議を開催させていただきます。

私は、司会を務めさせていただきます半田保健所次長の内藤と申します。よろしくお願ひいたします。

本日のこの会議の所要時間につきましては、概ね1時間30分程度を目途にさせていただきたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、事務局を代表して半田保健所所長の子安から御挨拶申し上げます。

○ 半田保健所 子安所長

半田保健所の子安でございます。

会議の開催に先立ちまして、事務局を代表して、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、皆様方、大変お忙しい中、また、残暑厳しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃は、知多半島圏域における保健医療福祉行政に深い御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

御承知のように、この会議は、関係機関等相互の連絡調整を密に行うことにより保健・医療・福祉の連携を図ることを目的として、年2回開催いたしております。

本日は、議事が6件ございます。

そのうち、地域医療構想につきましては、新聞報道等で既に御承知かと思いますが、団塊の世代が75歳を迎える2025年に向けまして、それぞれの病院等の病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに医療需要と病床の必要量を推計し定めるものです。現在の進捗状況等につきまして、県の担当者から説明をさせていただきます。

その他、公立西知多総合病院が御申請をされてみえます、災害拠点病院につきまして、また、半田市等で進められています、地域包括ケアモデル事業につきましても、それぞれ県の担当者から報告させていただきます。

限られた時間ではありますが、皆様方の忌憚のない御意見をいただきまして、今後の事業の参考にさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 半田保健所 内藤次長

ありがとうございました。

本日の御出席の皆様方の御紹介は時間の関係もございまして、お手元に配付しております出席者

名簿と配席図に代えさせていただきたいと思います。

なお、半田市立半田病院の石田院長様、公立西知多総合病院の浅野院長様、それから、常滑市民病院の中山院長様は、公務のため後程御出席されると伺っております。

それでは、会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

お持ちでないようでしたら、配付させていただきますので、お申し出ください。

まず、事前にお送りさせていただき、本日お持ちいただいております資料が、

- ・会議次第
- ・愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領
- ・資料1-1 介護保険施設等の整備計画について
- ・資料1-2 関係条文等（介護保険施設等の整備計画について）
- ・資料2-1 地域医療構想の策定について
- ・資料2-2 構想区域の設定等について
- ・資料3 災害拠点病院（地域災害拠点病院）の指定について
- ・資料4 地域包括ケアモデル事業について
- ・資料5 愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について
- ・資料6 知多半島医療圏における災害医療対策について
- ・資料7 第6期愛知県高齢者健康福祉計画の概要
- ・資料8 第4期愛知県障害福祉計画の概要について
- ・資料9 がん診療連携拠点病院等の指定について
- ・資料10 介護保険施設等の整備計画に係る町の公募結果について(報告)
- ・資料11 愛知県医薬分業推進基本方針の改正について

が、事前にお送りさせていただきまして、今日持参していただいている資料でございます。

本日、お手元には、

- ・出席者名簿
- ・配席図

各機関一冊とさせていただきますが、

- ・半田保健所事業概要
- ・知多保健所事業概要
- ・福祉行政のあらまし（知多福祉相談センター）

を、配付させていただきました。

資料の方は、よろしいでしょうか。

なお、本日の会議は、お配りしてあります、開催要領の第5条第1項により、原則公開となっております。

また、会議録につきましても、発言者の職名及び氏名を掲載して公開することとさせていただきますので、御了承をお願いします。

御発言内容の公開にあたりましては、公開前に事前に内容の確認をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、議事に入ります前に、議長の選出につきましてお諮りしたいと思います。

議長の選出につきましては、開催要領第4条第2項によりますと、「会議の開催の都度、互選による」とされていますが、いかがいたしましょうか。

○ 知多薬剤師会 榊原会長

半田市医師会の花井会長さんをお願いしたいと思います。

○ 半田保健所 内藤次長

半田市医師会の花井会長さんを議長に選出することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○ 半田保健所 内藤次長

ありがとうございます。

それでは、花井会長さんに議長をお願いいたします。

○ 議長(半田市医師会 花井会長)

はい、わかりました。

ただいま御紹介いただきました、半田市医師会の会長を務めております花井と申します。よろしくお願いたします。

議長を務めさせていただくにあたりまして、一言、ごあいさつ申し上げます。

本日は、次第にもありますように、議事が6件予定されております。

また、議事の中には、「地域医療構想について」や、「地域包括ケアモデル事業について」など、今後の医療・福祉に関わる重要な事項もございます。

皆様からの活発な御意見を頂戴いたしまして、有意義な会議となりますよう、議事を円滑に進めてまいりたいと思います。

議事進行に御協力いただきますようお願いを申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。

では、以後、よろしくお願いたします。

○ 半田保健所 内藤次長

ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。

以後の会議の取り回しは、議長さんよろしくお願いたします。

○議長(半田市医師会 花井会長)

では、議事に入りたいと思います。

本日の会議については、冒頭で事務局からの説明のとおり、すべて、公開として進めますのでよろしくお願いたします。

それでは議事(1)「介護保険施設等の整備計画について」、事務局から説明をお願いします。

○ 知多福祉相談センター 大嶋次長

知多福祉相談センターの大嶋と申します。

私は、議事（１）の介護保険施設等の整備計画について説明させていただきます。

日頃は、知多半島圏域の福祉行政の推進に格別の御理解と御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

後の説明につきましては、申しわけありませんが、座って説明させていただきます。

本県では、介護保険制度の円滑な運営に資するため、介護保険施設等の整備にあたりましては、介護保険事業支援計画の範囲内で整備できるよう、圏域ごとの推進会議におきまして関係機関の皆様の意見調整等を行い、手続きの公正を図ることとしております。

この度、当圏域におきまして、介護保険施設等の整備に係る「事前相談票」の提出がございましたので、推進会議に諮り、御意見をいただくものでございます。

それでは、今回の整備計画についての説明に入らせていただく前に、まず、当推進会議における意見聴取・連絡調整の基準等につきまして、御説明させていただきたいと思っております。

資料でございますが、前後いたしますが、先に、A４の資料でございます、資料１－２『関係条文等』を御覧ください。

「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」と書いてございますが、この中の「第３ 既存数の公表」を御覧ください。

第１項の波線部分ですが、「ただし、推進会議において適当である旨の意見があり、整備することを承認した施設等が指定等に至らない場合であっても、既存数に算入する」とされております。

これを踏まえまして、資料における整備計画の記載年次につきましては、開設予定年度ではなく、当推進会議に諮らせていただく年度で整理しております。

次に、その下「第５ 意見聴取及び連絡調整の基準」を御覧ください。

第一号にございますように、整備計画の調整にあたりましては、「年度毎の整備目標値から既存数を差し引いた数の範囲内であること。ただし、施設等の円滑な整備の促進のため、計画の最終年度の整備目標値が適当とするなど圏域内の全市町村が必要と認める場合はこの限りでない。」とされております。

以上のことを踏まえまして御審議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、資料ですが、A３サイズの資料１－１『介護保険施設等の整備計画について』を御覧ください。

上から３つの施設種別に分けて記載しております。

上段から「１ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」

中段が、「２ 介護老人保健施設」

下段が、「３ 混合型特定施設 入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）」となっております。

なお、この表の見方でございますが、横の方に見ていただきまして、それぞれの施設種別におきまして

一番左の大きなブロックが、「（１）年度別 整備計画」でございます。

左から２つ目のブロックが、「（２）整備目標値」となっております。

一番右側のブロックが、「（３）差引数」となっております。

今回は、建設場所が大府市内の介護老人福祉施設１件の事前相談票の提出がございました。

一番上の、「1 介護老人福祉施設」の表を御覧ください。27年度の欄の、吹き出しをつけてあります100（新設 公募）第1回の部分が、今回、事前相談票の提出がありました整備計画でございまして、当推進会議にて御審議いただくものとなっております。

なお、この整備計画につきましては、保険者であります知多北部広域連合の介護保険事業計画におけるサービス利用見込量の範囲内に収まるものであることを、あらかじめ申し添えさせていただきます。

まず、「(1) 年度別整備計画」でございしますが、今回、いずれも建設場所が大府市内で新設100人定員の事前相談票の提出がございました。この中では、吹き出しをつけてある部分でございします。

これによりまして、「平成27年度末の既存数」といたしましては「2350人」となるところでございします。最初のブロックの、一番最後のE欄の太枠の部分でございします。

これに対しまして、「(2) 整備目標値」でございしますが、「2350人」としているところとございします。

これを踏まえまして、「(3) 差引数」といたしましては「0人」となりまして、平成27年度の整備目標値の範囲内に収まるところでございします。I欄の太枠の部分でございします。

なお、本日の推進会議に先立ちまして、去る7月16日に、圏域内全市町の介護保険担当部局を構成員としたワーキンググループを開催し、今回の整備計画につきまして、事前の検討を行いましたところ、保険者である知多北部広域連合の介護保険事業計画、及び本県の介護保険事業支援計画と照らし、支障のない内容である旨の結果が出ておりますことを、併せて御報告させていただきます。

それでは以上で「介護保険施設等の整備計画」に係る説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○ 議長（半田市医師会 花井会長）

ありがとうございました。

この件につきましては、この会議の承認案件ということでございしますが、皆様、御意見、御質問がございましたらお願いします。

特にないようでございましたら、承認するというところでよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。

事務局、この案件は承認ということでお願いいたします。

続きまして、議事（2）になりますが、「地域医療構想について」、事務局から説明をお願いします。

○ 医療福祉計画課 植羅主幹

愛知県医療福祉計画課の植羅と申します。

お集まりの皆様方には大変お世話になっております。この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

それでは、資料2-1のA3、1枚もの、そして資料2-2のA3、2枚により説明させていただきます。座らせて説明させていただきます。

それでは、まず、資料2-1を御覧いただきたいと存じます。表題は、「地域医療構想の策定について」でございます。

地域医療構想につきましては、これまでの圏域会議でも、概要につきましては若干説明させていただいておりますが、本日、新たな委員の皆様もいらっしゃいますので、改めて説明させていただきたいと存じます。

1番で、地域医療構想の概要についてでございます。一つ目の・でございますが、平成26年、昨年6月に医療法が改正されました。その改正によりまして、平成27年4月、今年4月以降、各都道府県が地域医療構想を策定することが義務づけられたところでございます。

2つ目の・でございます。地域医療構想でございますが、いわゆる団塊の世代の方々がすべて75歳以上となられます平成37年(2025年)に向けまして、病床の機能分化及び連携を進めるために、医療機能ごと、この医療機能につきましては、下の表に4つの機能区分をお示しさせていただいております。この4つの医療区分ごとに平成37年の医療需要と病床の必要量について示すものでございます。

そして、3つ目の・でございますが、この地域医療構想を策定するにあたりまして、国から都道府県に対しましてガイドラインが昨年度末に出されました。

囲みの下の(1)を御覧いただきたいと存じます。この構想の性格でございますが、医療法によりまして、医療計画の一部として定めるということとされております。この医療計画につきましては、愛知県の医療審議会、またその下の部会の一つである、医療体制部会で御審議をいただくということになっておりますので、医療審議会の医療体制部会で、地域医療構想について、全体的なとりまとめをお願いすることとしております。

下にまいりまして、(2)の構想の内容でございますが、構想区域とは、地域医療構想を策定する地域的な単位とされております。まず、その地域的な単位を設定する、そして、それぞれの構想区域における病床の4つの機能区分ごとの平成37年の必要病床数等を推計し、平成37年において目指すべき医療提供体制を明らかにすることが地域医療構想ということでございます。

下に病床の機能区分、繰り返しになりますが、高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4つの機能区分とその定義をお示ししておりますので、御参考にしていただければと思います。

資料の右にまいります。2策定スケジュールでございます。

()として最短の場合としておりますが、地域医療構想の策定のスケジュールにつきまして、順調に策定作業が進んだ最短の場合をお示ししているということでございます。

まず、御覧いただきたいのは、一番左に月が記載されておりますが、6月の欄を御覧いただきたいと存じます。国からデータの提供となっておりますが、国から医療需要を推計するためのデータ、またそのデータを用いて、地域医療構想を策定するための支援ツールというものが提供されております。このツールによって、具体的な推計値を算出していく、ということでございます。

そして7月にまいりまして、先程申し上げました、医療審議会の医療体制部会を7月27日に開催させていただきました。この会議にデータをお示しいたしまして、構想区域の設定について御審議をいただいたところでございます。

そして、右下にまいります。8月でございますが、本日でございますが、当圏域会議におきまして、構想区域について御検討いただきます。後程説明させていただきますが、構想を検討するための地域医療構想調整ワーキンググループを設置し、地域医療構想の検討を行っていただきたいと考えている

ところでございます。

そして、左下に矢印が伸びておりますが、10月の医療審議会において、構想区域の決定、下にまいりまして、12月に医療審議会の医療体制部会において各機能の病床の必要量、また、構想を実現するための施策等について御審議をいただきます。その結果について、年明けになりますが、右下に矢印が伸びておりますように、1月にワーキンググループで御意見をお聞きしたいと考えているところでございます。

そして、2月でございますが、医療審議会の医療体制部会におきまして、地域医療構想の素案をお示した後、県民の皆様に対するパブリックコメントの実施、また関係団体等への意見聴取等を予定しております。

また、素案につきましては、合わせまして、圏域会議の構成員の皆様方に文書で照会させていただいて、御意見を伺う予定としているところでございます。

そして、3月には医療審議会からの答申をいただいて、地域医療構想とさせていただきたいと考えているところでございます。

なお、平成28年2月の医療審議会医療体制部会の()でございますが、素案の検討の横に、医療計画の見直し、と記載をさせていただいております。これにつきましては、表の下に注釈を掲げてございます。現行の医療計画のうち、基準病床数が今年度で計画期間を終了するというところでございます。

そのため、平成30年度からを計画期間といたします次期医療計画を策定するまでの2年間に限ってですが、2年間の基準病床数について今年度に策定させていただきたいと考えているところでございます。

それでは、恐れ入りますが、資料2-2を御覧いただきたいと存じます。

資料2-2につきましては、A3の2枚ものとなっております。こちらは、「構想区域の設定等について」であります。

1といたしまして、「地域医療構想策定ガイドライン」における構想区域の考え方についてでございます。

一つ目の○でございます、先程、構想区域につきましては、地域医療構想を策定するための地域的な単位と申し上げました。その構想区域の設定にあたりましては、現行の2次医療圏を原則としつつ、人口規模、患者の受療動向、いわゆる患者の流出流入でございます、また、将来的な疾病構造の変化、基幹病院までのアクセス時間の変化等、こういった要素を勘案して検討する必要があるとされているところでございます。

2つ目の○でございます、三行目の太字のところを御覧いただきたいと存じます。先程、4つの機能というものを申し上げました。その4つの医療機能の内、急性期、回復期、慢性期、この3つの機能につきましては、できるだけ構想区域の中で対応することが望ましい、とされているところでございます。

そして、3つ目の○でございますが、2行目を御覧いただきたいと存じます。

構想区域が現行の2次医療圏と異なっている場合には、平成30年度からの次期医療計画の策定において、最終的には2次医療圏と構想区域を一致させることが適当とされているところでございます。

本日の当圏域会議において、構想区域の設定について御審議をいただく理由でございます。構想区域の設定が、ただ今申し上げましたように2次医療圏を反映しており、さらに2次医療圏につきまし

ては、福祉に関する老人福祉圏域、また障害福祉圏域といった圏域と関係していることから、福祉関係の構成員の皆様からも御意見を伺いたい、ということで本日、当圏域会議の議題とさせていただいたところでございます。

それでは下にまいりまして、2 愛知県医療審議会医療体制部会で承認された構想区域（案）というところでございます。

一つ目の・でございますが、原則として2次医療圏を構想区域とするという事で御了解をいただいたところでございます。

2つ目の・でございますが、尾張中部医療圏についてでございますが、これは名古屋の北にあり、面積が非常に小さい医療圏でございます。

3つ目の・でございますが、東三河北部医療圏、東三河の北の山間部につきましては、地域の御意見を伺った上で、検討が必要だということで医療審議会の医療体制部会で御承認をいただいた内容でございます。

従いまして、当知多半島医療圏におきましては、現在の2次医療圏をそのまま構想区域とさせていただく、という案となっております。

恐れ入りますが、資料を一枚おめくりいただきまして、資料2-2の2ページを御覧いただきたいと思っております「機能区分別入院患者の流出・流入の状況」でございます。

先程、構想区域につきましては、急性期、回復期、慢性期については、一つの構想区域の中で完結することが望ましい、ということをお願いしました。そこで、この三つの機能を併せました、患者の流出・流入の状況をまとめましたのが、こちらの表になってまいります。

左上に2013年度と示しましたとおり、平成25年度のデータを基に作成されております。単位につきましては、表の右上でございますが、単位は「人/日」と、1日あたりの入院患者数を示しているものでございます。

当知多半島医療圏におきましては、真ん中からやや右に太枠で囲んでございます。人口62万人強、面積400㎢弱ということでございます。流出の状況のところの一行目でございます、住所地が自圏域の入院患者数、知多半島医療圏にお住まいの方で、平成25年度に入院をされてみえた患者さんというのが、一日当たり2,626人おみえでございます。

そして、その下に1,784人となっております。こちらが自圏域の医療機関への入院患者さんでございます。2,626人のうち1,784人の方が、知多半島医療圏内の医療機関に入院してみえたということでございます。

従いまして、知多半島医療圏内での完結率といえますか、その数字が67.9%で、約7割でございます。残る3割の患者につきましては、他の医療圏であります、名古屋医療圏、西三河南部西医療圏、または尾張東部医療圏といったところに患者さんが流出してみえるということでございます。

構想区域につきましては、先程、患者の受療動向をもとに判断すると申しましたが、当医療圏におきましては若干外部に流出してみえる患者さんがございます。ただ、平成25年度のデータでありますので、公立西知多総合病院はまだ開院していないこともあり、そういったことを加味いたしますと、やはり、当医療圏におきまして、構想区域と2次医療圏はこのまま一致をさせていただくのがよろしいかということでございます。

それでは、恐れ入りますが、資料2-2の一枚目に戻っていただきたいと存じます。

資料2-2の一枚目の右でございます。

3といたしまして、地域医療構想調整ワーキンググループの設置について、記載をさせていただいております。

(1)として設置の目的ですが、先程、資料2-1で申し上げましたが、地域医療構想の策定にあたりまして、医療審議会の医療体制部会で全体的なとりまとめをおこなっていくということを申し上げます。ただ、構想の策定にあたりましては、各地域の医療関係の皆様からの御意見をいただくことが大変重要だということでございます。そして、国のガイドラインを踏まえまして、今年度におきましては、圏域保健医療福祉推進会議の下に地域医療構想調整ワーキンググループを設置させていただきまして、地域医療構想の策定について検討を行っていただきたいと考えているところでございます。

下に、国のガイドラインからの抜粋を載せておりますので、後程、参考にさせていただきたいと存じます。

資料の下にまいります、ワーキンググループの構成につきましては、国のガイドラインを踏まえまして、資料にございますとおり、現在の圏域会議の構成員の皆様方のうち、市町村並びに医療関係者の皆様方に加えて医療保険者、看護協会及び4つの病床機能区分のうち回復期や慢性期など追加が必要だと考えられます医療機関の代表者の方に加わっていただきたいと考えているところでございます。

本日の当圏域会議で御承認をいただきましたら、会議の終了後、関係の皆様による第1回のワーキンググループを開催させていただきまして、医療受療等のデータ分析をお願いしたいと考えているところでございます。

説明が長くなりましたが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（半田市医師会 花井会長）

ただいま、県の方から説明をいただきましたが、この地域医療構想について、何か説明につきまして御意見、御質問がございましたらお願いします。

それでは、まず、構想区域について、知多半島2次医療圏を構想区域とすることとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

反対の御意見もなさそうですので、事務局、知多半島医療圏を構想区域とすることをお願いします。それでは、今後、知多半島医療圏を構想区域として検討を進めていくこととします。

次に、知多半島圏域地域医療構想調整ワーキンググループを設置するという県からの提案ですが、設置するということがよろしいでしょうか。意見があれば、いかがですか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それでは、設置することで、事務局よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から説明がありましたとおり、今後の地域医療構想に関する審議は、ワーキンググループで行うこととします。また、早速ではありますが、ただ今、御紹介いたしましたように、本日の知多半島圏域保健医療福祉推進会議終了後に、10分間の休憩を挟みまして、知多半島圏域地域医療構想調整ワーキンググループを開催することとしたいと思っておりますので、関係者の方々、よろしくお

願います。

○ 議長（半田市医師会 花井会長）

続きまして、議事（3）「災害拠点病院の指定について」事務局から説明をお願いします。

○ 医務国保課 彦田補佐

愛知県健康福祉部医務国保課救急・周産期・災害医療グループの彦田でございます。

日頃は、本県の災害医療・救急医療につきまして格別の御理解、御協力をいただきありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

申しわけありませんが、座らせていただいて説明させていただきます。

本日、議事とさせていただきますのは知多半島2次救急医療圏でございます公立西知多総合病院の地域災害拠点病院の指定でございます。

資料3を御覧ください。

まず、災害拠点病院でございますが、資料3の5ページ「愛知県災害拠点病院設置要綱」を御覧ください。

災害拠点病院につきましては、第1条に目的にございますとおり、災害時における愛知県の医療救護活動の拠点となる病院でございます。被災現場において応急救護を行う救護所、救急病院、救急診療所などと円滑な連携を基にして災害時における重症患者の適切な医療を確保することを目的として設置しております。

第2条にございますとおり、災害拠点病院の指定につきましては知事が行なうこととしておりまして、第2条の第2項にございますとおり、指定に当たりましては圏域保健医療福祉推進会議及び愛知県医療審議会5事業等推進部会の意見を聴くこととなっております。従いまして、本日、この知多半島圏域保健医療福祉推進会議の議事とさせていただきますところでございます。

1ページを御覧いただきますようお願いいたします。

現在、本県におきましては、災害拠点病院として34病院を指定しているところでございます。本県の災害拠点病院の整備体制につきましては、最終的には36病院、その考え方は、広域二次救急医療圏ごとに複数、概ね人口20万人あたり1か所を指定する計画となっております。

資料が飛んで申しわけありませんが、4ページのA3の資料を御覧ください。

災害拠点病院の指定状況及び指定方針でございます。この指定方針・目標につきましては平成18年9月に開催しました、愛知県医療審議会医療対策部会、現在の5事業等推進部会でございますが、こちらの方で御承認をいただいたものでございます。

この指定方針といたしまして、(2)②にありますとおり、地域災害拠点病院は、原則広域2次救急医療圏ごとに複数整備、そして目標値といたしまして、下段にありますとおり、36ヶ所、人口20万人あたり1か所を目標としているところでございます。その下の表には、医療圏毎に、現在の目標値につきまして記載してございます。その表の中ほどに、広域2次救急医療圏としましては、知多Jとなりまして、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡となっております。全体の人口といたしまして、約62万人超でございます。目標といたしましては、人口20万人に対して1ヶ所程度でございますので、知多半島2次救急医療圏の指定の計画数としましては3か所となります。

右の指定状況にございますとおり、当2次救急医療圏におきましては半田市立半田病院を地域中核

災害拠点病院として、また、厚生連知多厚生病院を地域災害拠点病院として指定しているところがございます。

今回、公立西知多総合病院を指定するにあたりましては、資料3の5ページから愛知県災害拠点病院設置要綱第3条以下に示されている指定の基準の適合状況について、予め県の調査を含め、確認をしております。

確認状況といたしましては資料3の2ページ及び3ページを御覧ください。

2ページのゴシック体の1といたしまして、災害拠点病院として必要な施設、ゴシック体の2といたしまして、災害拠点病院として必要な設備の基準とその適合状況、ゴシック体の3といたしまして、災害拠点病院が有する災害医療支援機能としての基準とその適合状況について記載させていただきました。

いずれの項目にいたしましても、適合に「一部なし」となっている所もございますが、その後の整備状況などを確認いたしましたところ適正であると認められるということでございます。

従いまして、ゴシック体の1、2、3のいずれにつきましても、◎または○、すなわち、「全部充足もしくはほぼ充足」ということで、指定の要件につきましても、基準を満たしていると考えているところでございます。

なお、公立西知多総合病院の災害拠点病院の指定につきまして、本日の圏域会議で御了承いただきましたら、9月15日に開催されます愛知県医療審議会5事業等推進部会に諮りまして、そこでも御了承をいただければ、9月30日の指定を目指して事務を進めたいと考えております。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（半田市医師会 花井会長）

ただいま県から説明をいただきました、公立西知多総合病院に対する災害拠点病院の指定について、御意見御質問をよろしく願いいたします。

御意見がないようでしたら、公立西知多総合病院に対する災害拠点病院の指定について差し支えないとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。この内容を県に報告させていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして議事の（4）に入ります。ここからは、報告事項となります。

議事（4）「地域包括ケアモデル事業について」、事務局から説明をお願いします。

○ 医療福祉計画課 福永主任主査

愛知県医療福祉計画課地域包括ケア推進室の福永と申します。

皆様方には、日頃から地域包括ケアの推進に御尽力いただきましてありがとうございます。

私の方からは、資料4、地域包括ケアモデル事業について、御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

まず、資料の1 経緯でございます。この地域包括ケアモデル事業につきましても、平成24年度に設置しました「あいちの地域包括ケアを考える懇談会」から提出されました、「地域包括ケアシステム構築に向けた提言」に基づき、昨年度から実施しているところでございます。

次に、2 実施市町村でございます。

今年度は3年間実施する4つのモデルを、昨年度に引き続き6市で実施していただいております。

医療・介護等一体提供モデルにつきましては、豊明市と藤田保健衛生大学の連携によりモデル事業を実施していただいております。

次に、3 3年間の主な取組でございます。

1年目である昨年度は、関係機関による会議の開催、患者等の情報を共有するためのICTの導入及び検討、医師・ケアマネジャー等多職種が参加する研修会の開催等に取り組んでいただきました。

2年目である今年度は、1年目の取組に加え、例えば、高齢者の介護予防のための通いの場に、元気な高齢者がボランティアとして参加してもらう等高齢者の社会参加と生きがいを融合した介護予防の取組や、不足している生活支援サービスの強化策の取組の検討、要介護等の高齢者の住まいの課題に対する具体策の検討等を実施していただくこととなっております。

そして、3年目である来年度は、1年目からの取組を継続しつつ、生活支援サービスの充実や住まいの課題に対する具体策を実施していただくこと等となっております。

なお、認知症対応モデルにつきましては、認知症対策にも積極的に取り組んでいただいているところであります。

次に、4 平成26年度の特徴的な取組でございます。

今年度もモデル事業を実施していただいている6市における特徴的な取組について、御説明させていただきます。

安城市では、自宅で医療や介護を受けている方の情報を、医療や介護等の関係者間で共有するため、「在宅見守りノート」を作成いたしました。

豊川市では、在宅医療及び医療と介護の連携に関する課題や今後の方向性について、医療や介護等の関係者を委員とした在宅医療連携拠点推進協議会で議論を行い、「在宅医療・介護連携推進に関する提言」としてとりまとめました。

田原市では、医療と介護の連携を深めるために、市内の医院、歯科医院、薬局等の情報をとりまとめた「医科歯科薬科情報シート」と、在宅医療に関する用語の解釈をとりまとめた「在宅医療用語集」を作成いたしました。

新城市では、昨年10月に、東三河の在宅医療・福祉統合型支援ネットワークシステムである「東三河ほいっぷネットワーク」に新城支部を設立し、訪問看護ステーションの看護師等がICT（情報通信技術）の活用を始めました。

また、医療、介護等関係機関をマップ化した「医療介護ガイドマップ」を作成いたしました。

豊明市では、豊明団地を対象として、団地内の歩きやすい散歩コースをとりまとめた「豊明団地ウォーキングマップ」の作成や、健康相談等を行う「ふじたまちかど保健室」の開設に向けた準備等、地域包括ケアの取組を進めました。

半田市では、認知症ケアパスとして、入門編、予防編、支援の流れ編、家族の心構え編の4つで構成されている「認知症安心ガイドブック」を作成いたしました。

次に、5 平成26年度の主な成果、課題でございます。

昨年度のモデル事業の成果については、「関係機関の理解と協力が得られた。」「多職種研修により、関係者間の顔の見える関係ができつつある。」といった報告がありました。

一方、課題については、「関係機関連絡会議に地域課題をあげていけるよう、地域ケア会議の活発化が必要である。」「ICTについて、活用を増やす必要がある。」といった報告があったところでございます。

次に、6 平成27年度の主な取組状況、予定でございます。

安城市では、家事援助、外出支援等「日常生活支援活動」や、運動、交流等「通いの場活動」の提供活動を行う団体への助成について、今年度実施に向けた協議を進めております。

豊川市では、運動、体操を取り入れた「認知症予防教室」を開催いたしました。今後は、認知症予防に関し、思い出等を語り合う「回想法」に着目した教室の開催や、高齢者の生活や介護の現場を支えるインフォーマルサービスの担い手となる「介護・生活支援サポーター」を養成する講座の開催を予定しております。

田原市では、既存の教室に、介護予防リーダーによる運動を追加した「介護予防運動教室」を開催いたしました。

新城市では、65歳以上の介護認定非該当者を対象に、どのような介護予防の教室に参加したいか等、予防に関するアンケートを実施いたしました。

豊明市では、藤田保健衛生大学病院の患者等を対象に、退院時の調整や在宅療養に移行する時の課題等を検証する「退院支援地域連携実証事業」について、今年度実施に向けた協議を進めております。また、先ほどご説明しました「ふじたまちかど保健室」を4月24日から開設しております。他、今後について、今年度、豊明市独自の「介護予防体操」を開発し、普及していく予定をしております。

半田市では、見守りサービス機器を用いた「認知症徘徊搜索模擬訓練」を開催いたしました。また、認知症に関する講座等啓発活動の推進のため、市医師会、エーザイ㈱と「認知症の方が安心して暮らせるまちづくり連携協定」を、4月9日に締結いたしました。今後は、「認知症カフェ」を開催する予定をしております。

以上、各市の個別の取組を御説明いたしましたが、共通の取組としまして、生活支援、住まいに関する対策の検討を行っていくこととしております。

最後に、7 その他でございます。

このモデル事業の取組状況等につきましては、昨年度、4月に説明会を、10月、3月に報告会を開催したところですが、今年度も10月、3月に報告会を開催する予定をしております。

10月につきましては、中間の報告会ということで、29日の午後に、名古屋市のウィルあいち大会議室で予定をしております。

会場の定員の都合上、全ての方にご案内をさしあげる事は難しい状況ではありますが、県内全域での地域包括ケアシステム構築に向けた取組促進の一助となればと思っております。

以上で「地域包括ケアモデル事業について」の説明を終わりますが、システム構築に向け、皆様方には御協力の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○ 議長（半田市医師会 花井会長）

ありがとうございました。

ただいまの「地域包括ケアモデル事業について」の説明についての御意見、御質問がございませんか。

よろしいようでしたら、続きまして、議事（5）と議事（6）について一緒に行います。

議事（5）「愛知県地域保健医療計画(別表)に記載されている医療機関名の更新について」、及び議事（6）「知多半島医療圏における災害医療対策について」の2つにつきまして、まとめて、事務局から

説明をお願いします。

○ 半田保健所 田口主査

半田保健所総務企画課の田口と申します。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。私の方からは、資料5及び資料6について説明させていただきます。

まず、資料5「愛知県地域保健医療計画（別表）」に記載されている医療機関名の更新について」を御覧ください。

「愛知県地域保健医療計画」は、医療法により、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、愛知県における医療提供体制の確保を図るための計画を定めるものとされておりまして、

その愛知県地域保健医療計画の中に医療連携の体系図を記載し、その体系図の具体的な医療機関名を別表として掲載し、報告事項とされておりまして、この場で報告させていただきます。

今回、平成27年7月17日付で、その別表に記載されている医療機関名を更新しましたので、知多半島医療圏に係わる医療機関について報告させていただきます。この見出しの番号が飛んでおりますが、医療計画別表の番号でございますのでよろしくお願いいたします。

この知多半島医療圏内では、4件の更新がありました。

まず、資料の、「1 がん」の体系図に記載されている医療機関名でございます。

この表の左の列、がん診療連携拠点病院等のところですが、市立半田病院は注1のとおり「地域がん診療連携拠点病院」でありまして、国の指定を受けております。

次に、その右の列ですが、「がん医療を提供する病院」ですが、注2にありますように、愛知県医療機能情報公表システムの平成26年度調査を基に作成しておりますので、現在閉院となっております、東海市民病院及び知多市民病院の名が掲載されておりますが、御承知おきくださるようお願いいたします。

次に、4「精神科救急」の体系図に記載されている医療機関名について、南知多病院が、みどりの風南知多病院に名称変更されましたので、合わせて、体系図に記載されている医療機関名も更新されております。

3番目に、5「救急医療」の体系図に記載されている医療機関名についてでございます。これは平成27年6月26日現在で示しております。第2次救急医療体制の病院群輪番制参加病院の列ですが、東海市民病院及び知多市民病院が統合されまして公立西知多総合病院に変わりましたので、その旨がこのように変更されているところでございます。

最後に、7「周産期医療」の体系図に記載されている医療機関名につきましては、検診のみを実施している医療機関名として公立西知多総合病院が追記されております。

この別表は、今後も、随時更新されていきます。

その内容は、当保健所において縦覧させていただいておりますとともに、資料5の中ほどに御案内させていただいておりますとおり、ホームページでも掲載により報告させていただきますので、御確認いただければ幸いです。

愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新についての報告は以上です。

それでは、次に、資料6を御覧ください。

「知多半島医療圏における災害医療対策について」でございます。

大規模災害発生時の災害医療対策は、知多半島全域で対応しなければならない重要な課題と考えて

おりまして、この圏域保健医療福祉推進会議において、毎回報告させていただいているところです。

左列ですが、平成 26 年度までに検討してまいりました内容は「知多半島医療圏災害医療対策会議の運営について（骨子）」にまとめてきたところです。一方、愛知県では、昨年度、「愛知県医療救護活動計画（素案）」策定しました。

今年度は、この「愛知県医療救護活動計画」を基に、愛知県内各 2 次医療圏におきましても、地域の実情に応じた、「医療圏医療救護活動計画」を策定することとなりました。

この知多半島医療圏でも、「知多半島医療圏医療救護活動計画」を策定しつつありますので、報告させていただきます。

この「知多半島医療圏医療救護活動計画」の策定にあたりまして、今年度は、病院関係、三師会・市町の医療関係、消防・警察・市町の搬送関係と 3 つの関係機関別に、災害医療部会ワーキンググループ及び災害医療部会において、「知多半島医療圏医療救護活動計画」について検討してまいりました。

その内容は、表の中ほどの列の知多半島医療圏医療救護活動計画（素案）の骨子のとおりです。

南海トラフ巨大地震等による大規模被害を想定し、知多半島医療圏災害医療対策会議の体制、関係機関との連携、情報共有体制、医薬品等の確保体制、傷病者等の搬送体制等について、知多半島医療圏内における災害医療を円滑に実施するための総合的な計画として策定しているところです。

大規模災害が発災した時に、如何に、スムーズに、傷病者に医療を提供するために、「1 大規模災害時における対応」といたしまして、知多半島医療圏内に震度 6 弱以上の地震が発生した場合、或いは、災害が発生して知多半島医療圏としての医療に関する調整が必要となった場合に、速やかに知多半島医療圏災害医療対策会議を設置します。

そして、市町の医療ニーズを把握し、一方、医療資源を情報収集し、知多半島医療圏内での医療に関する調整を行うこととしております。

知多半島医療圏内での調整が難しくなった時には、愛知県の方に支援を要請します。

その中で、市町、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、県看護協会知多地区支部、病院等医療機関、消防、警察の関係機関が夫々の役割において協力し合い、互いに連携することによって災害医療対策を進めることとしております。

「2 医療機関・医療救護所の役割」として、災害時には、医療機関は役割分担し、病院では重症患者の受入・治療機能を担います。しかし、この病院に軽症患者が殺到しますと病院機能が損なわれます。そこで、軽症患者については、診療所や市町が設置する医療救護所において、受入・治療機能、慢性疾患患者の対応を担うこととなります。

「3 情報収集と共有体制」におきましては、これらの関係機関と連携するためには、情報収集及び情報共有が欠かせません。情報伝達訓練を通じて、課題を解決しながら情報共有していくこととしております。

「4 医療救護チームの活動」につきましては、各チームで活動を行ってまいります。

「5 医薬品等の確保体制」としましては、県医薬安全課で作成しました「災害時における医薬品等供給マニュアル」に基づき、対応していくこととしております。

「6 傷病者等の搬送体制」につきまして、去る平成 27 年 3 月 30 日、内閣府が発表しました、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」において、半田運動公園は、「救助活動拠点」のうち、「航空機用救助活動拠点」の候補地の一つとして指定されました。今後、知多半島医療圏外へ患者を搬送する際の拠点になると考えられます。如何にスムーズに傷病者を半田運動公園まで搬

送するかについて考えていかなければならないと思います。

そんな中、半田警察署は、緊急通行路確保訓練といたしまして、来る9月1日、半田病院から半田運動公園まで患者搬送の訓練を行うと聞いております。

「7 公衆衛生対策」につきまして、現在、保健所内で確認しているところです。

「8 災害時要配慮者対策」につきましては、医療が必要な災害時要配慮者といたしまして、特に、透析患者、人工呼吸器使用者について検討しているところです。現在、これらの方の実態把握が課題となっております。

9 検視検案体制につきましては、検討中です。

10 災害対策マニュアルにつきましては、これらの検討内容を具体的にしたものをマニュアル化しようと考えております。

以上のように、現在の知多半島医療圏医療救護活動計画につきましては、まだ、検討途中ですが、今年度中には暫定版として策定することとしております。

大規模災害発災時には、軽症の方は病院に行かずに医療救護所にて診療を受けていただくようお願いしたいところです。

また、重症者の搬送につきましては、道路確保に対して、皆様の御協力をいただかなければできないことですので、その際には御協力をお願いしたいと思います。

私からは以上です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（半田市医師会 花井会長）

ただいまの説明につきまして御質問がございましたらお願いします。

○ 公立西知多総合病院 浅野院長

公立西知多総合病院の浅野でございます。

先程の、愛知県地域保健医療計画（別表）の医療機関の更新についての説明でございますが、がん医療を提供する病院のデータといたしまして、平成26年度調査の段階におきましては、東海市民病院、知多市民病院それぞれ独立して運営されておりました。この両病院は、平成27年4月30日閉院しまして、5月1日から公立西知多総合病院に統合されました。

従いまして、平成27年7月17日更新分として、既に閉院になっている病院を記載するというのは、これを県民に提供していく上では不適切ではないかと思っております。胃がん、大腸がん、乳がんに関し、公立西知多総合病院では既に手術件数10件以上行っております。この10件以上実施した病院を定義するならば更新分として公立西知多総合病院を載せていただければ最新のデータとしては非常にふさわしいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○ 半田保健所 子安所長

先程お断りしましたように、注2に書いてありますとおり、この医療機能情報公表システムの平成26年度調査に基づいてのデータでこうなっているということですので、次の調査の時期まではこのまま、という役所の式で言えば失礼ですが、そうなっているというだけのことでございますのでご理解をお願いしたいと思います。

- 公立西知多総合病院 浅野院長
更新というのは最新の情報を載せると理解しますが、旧の情報を載せて更新というのはいかがでしょうか。
- 半田保健所 子安所長
調査を毎回行っておりますと、その分の経費もかかりますので、調査によって何年度に行うと決まっておりますので御理解ください。
- 公立西知多総合病院 浅野院長
このような圏域会議で該当地区の更新分を検証して、新しい情報を皆さんに提供するというのが適切ではないかと思っています。
- 議長（半田市医師会 花井会長）
では、善処をよろしく願います。
他にございませんでしょうか。
よろしければ、これで予定しておりました議事につきましては以上で終了させていただきます。
それでは、「5 その他」について、事務局から、何かありますか。
- 半田保健所 内藤次長
本日配付しております、資料といたしまして、
・資料7 第6期愛知県高齢者健康福祉計画の概要
・資料8 第4期愛知県障害福祉計画の概要について
・資料9 がん診療連携拠点病院等の指定について
・資料10 介護保険施設等の整備計画に係る町の公募結果について(報告)
・資料11 愛知県医薬分業推進基本方針の改正について
・「半田保健所事業概要」
・「知多保健所事業概要」
・「福祉行政のあらまし（知多福祉相談センター）」
につきましても、内容について、御説明申し上げるのが本意ですが、時間の都合もございまして、恐縮ですが、後程、御覧になっていただければと存じます。よろしく願いいたします。以上です。
- 議長（半田市医師会 花井会長）
ありがとうございました。
これをもちまして、議長の任を解かさせていただきます。
皆様方、議事進行に御協力いただきまして、どうもありがとうございました。
それではマイクを事務局へお返しいたします。
- 半田保健所 内藤次長
議長さん、どうもありがとうございました。

また、皆様方には貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。
それでは、閉会のあいさつを知多保健所長谷川所長からお願いします。

○ 知多保健所 長谷川所長

知多保健所長の長谷川でございます。

閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございました。

議事 6 件のうち、3 件について協議いただき、3 件について報告させていただきました。

3 件の協議事項におきましては、御承認をいただきまして誠にありがとうございました。

今後とも、事業の推進に向けて努力してまいりますのでよろしくお願いいたします。

皆様方におかれましても、今後とも、知多半島圏域における保健医療福祉行政の推進をお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

○ 半田保健所 内藤次長

それでは、これもちまして、平成 27 年度第 1 回知多半島圏域保健医療福祉推進会議を終了させていただきます。

どうも、ありがとうございました。

この後、休憩を挟んで、午後 3 時 20 分から、知多半島圏域地域医療構想調整ワーキンググループを開催します。

構成員の方は、引き続き、御出席いただきますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。